

第 251 回 大阪海区漁業調整委員会 次第

1 日 時 令和5年9月13日（水曜日）

午後3時00分から

2 場 所 大阪府咲洲庁舎 23 階 海区委員会室

3 議 題

（1）漁業許可の公示

（2）さかなかご漁業の取扱い

大阪府漁業調整規則第11条第3項に基づく公示内容について(案)

令和5年9月4日

1. 制限措置の内容

漁業種類	許可又は起業の認可すべき船舶の数及び船舶総トン数又は漁業者の数			推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
	船舶の数	船舶の総トン数	漁業者の数				
たこつぼ漁業	1隻	10トン未満	—	動力漁船の性能の基準(※)による	大阪府地先海面	周年	なし
あなごかご漁業	1隻						
潜水器漁業	—	—	1人	—	第1種共同漁業権区域内	周年(以下の期間を除く) ナマコ:6～8月 アワビ:10～12月 サザエ:6～7月 ムラサキウニ:7～8月 バフンウニ:1～3月 カキ:5～6月	操業区域の漁業権者の同意を得た者

※ 「漁船法第3条第1項の規定に基づく動力漁船の性能の基準(昭和57年7月6日農林水産省告示第1091号)」

2. 申請すべき期間

公示日から2ヵ月間

さかなかご漁業に関する委員会指示の経緯等について

1 経 緯

平成5年頃から、ガシラ、メバル、アイナメ、タコ等を漁獲対象とした直径2～3メートルの円筒形の「さかなかご」が、大阪府南部から始まり中北部へと広がった。（1辺が2～3メートルの角型のものも使用されていた。）

2 漁業調整上の問題点

- （1）かごが重くウインチ等がないと容易には揚げられないため、他種漁業（主に刺し網、流し網）と交錯した場合に網の破損を招くことになる。
- （2）港内において、一般船舶の航行、繫留の支障となる。
- （3）長期間かごを揚げない漁法のため、定置漁業的な性質を持つ。

3 委員会指示とした当初の理由

「大型のさかなかごは、漁業調整、資源管理の面から規制の対象とすべきであるが、一方で、規制するにあたっては、操業実態、資源に与える影響、規制する漁具の客観的な理論付けが必要であるため、まずは、組合指導、委員会指示を行うのが望ましい」との意見から、当面は委員会からの指示で規制することとなった。

4 委員会指示の内容

さかなかご漁業に係る漁具及び操業場所の制限

5 委員会指示の期間

第1回指示発動 → 平成6年10月1日から平成7年9月30日まで
以後、1年ごとに更新中

6 許可制（自由漁業から許可漁業）の検討

これまでも、何度か許可制に移行すべきとの意見があり、審議されてきた。
令和4年には、全組合に調査を行い、検討した上で、その際も許可制移行は見送られた経緯がある。

※ アナゴやイカを対象とした「かご漁業」は、知事許可漁業であるが、ガシラやメバル等の根付きの魚を対象とした「さかなかご」漁業は自由漁業であるため、使用漁具や操業場所等に制限がない。

(案)

大阪海区漁業調整委員会指示第 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定により、大阪府地先水面における「さかなかご漁業」について、漁業調整のため、次のとおり指示する。

ただし、試験研究機関等が試験研究を目的とする場合は、この限りでない。

令和 5 年 9 月〇〇日

（日付は大阪府公報登載日とします（令和 5 年 9 月 日の予定））

大阪海区漁業調整委員会 会長 今井 一郎

1 指示の種類

さかなかご漁業に係る漁具及び操業場所の制限

2 漁具の制限

さかなかご漁業により、水産動物の採捕を行う者は、かごの長さ、幅、高さ又は直径（五角形以上の多角形においては最大長径）が 1 メートルを超えるものを使用してはならない。

3 操業場所の制限

上記 2 の制限内の漁具であっても、さかなかご漁業により、水産動物の採捕を行う者は、次の各号に掲げる各漁業協同組合沿岸部での操業に限る。

- (1) 共同漁業権を有する漁業協同組合の者については、所属漁業協同組合の共同漁業権区域内
- (2) (1) 以外の漁業協同組合の者については、隣接する漁業協同組合との合意に基づく場所

4 指示の期間

令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日まで

(案)

大阪海区漁業調整委員会

さかなかご漁業の漁具について

さかなかご漁業の取扱いにつきましては、平成 6 年から委員会指示を発動し、資源と操業秩序の維持に努めてまいったところであります。今年も昨年に引き続き、別添の大阪海区漁業調整委員会公告第〇号において委員会指示を出しております。

つきましては、この委員会指示を十分ご理解いただき、さかなかご漁業を営む方への周知の徹底に努めてください。

また、委員会指示以外に資源保護や漁業調整の観点から下記の点に留意していただきますようお願いいたします。

■ さかなかごの網目は、10 節以上の大きな目合いの網を使いましょう。

■ かごの数についても、資源保護に配慮した数となるように努めましょう。

■ 操業に当たっては、他業種（特に同じ海域で操業する業種）の操業を妨げないように、お互いに話し合い、自主調整に努めましょう。

大阪海区漁業調整委員会公告第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、大阪府地先海面における「さかなかご漁業」について、漁業調整のため、次のとおり指示する。

ただし、試験研究機関等が試験研究を目的とする場合は、この限りでない。

令和5年9月 日

大阪海区漁業調整委員会
会長 今井 一郎

1 指示の種類

さかなかご漁業に係る漁具及び操業場所の制限

2 漁具の制限

さかなかご漁業により、水産動物の採捕を行う者は、かごの長さ、幅、高さ又は直径（五角形以上の多角形においては最大長径）が1メートルを超えるものを使用してはならない。

3 操業場所の制限

上記2の制限内の漁具であっても、さかなかご漁業により、水産動物の採捕を行う者は、次の各号に掲げる各漁業協同組合沿岸部での操業に限る。

- (1) 共同漁業権を有する漁業協同組合の者については、所属漁業協同組合の共同漁業権区域内
- (2) (1)以外の漁業協同組合の者については、隣接する漁業協同組合との合意に基づく場所

4 指示の有効期間

令和5年10月1日から令和6年9月30日まで